

神奈川県

環境部工業保安課

# 高圧ガス運送事業所における地震防災総点検マニュアル

平成7年3月

はじめに

本県は、過去に幾度かの地震に見舞われており、現在では、東海地震及び南関東地震の発生が危惧され、さらに県西部地震の切迫性が指摘されているなかで、地震防災対策の推進は急務となっております。

わが国では、この2年間に平成5年の釧路沖地震以来5回もの大規模地震が発生し、特に本年1月に発生した都市直下型の兵庫県南部地震では、五千名を超える尊い人命が失われたのをはじめ、鉄道・道路・橋梁等の損傷、建築物の倒壊、ガス・電気・水道等のライフラインの機能マヒなどの大きな被害を受けました。

このような状況にあって、本県では施設の耐震化をはじめとして、地震計と連動した緊急停止システムの導入等ハード面、ソフト面で様々な施策を行ってまいりました。運送車関係においても警戒宣言発令時応急措置基準の策定等を進めてまいりました。

今後の地震対策の課題として、兵庫県南部地震の

ような突発的な大規模地震が発生したとしても、その時の状況において可能な限りの対応が行えるよう事前に体制を整えておき、地震発生時の被害防止、二次災害の防止を図ることが重要です。

このことからこのたび、高圧ガス事業所における地震に際しての保安防災体制の充実強化を図っていただくよう、事業所自らが点検を行う「高圧ガス運送事業所における地震防災総点検マニュアル」を作成しました。

このマニュアルが高圧ガス事業所において十分に活用され、地震防災対策がより一層向上されることを心から期待します。

平成7年3月

神奈川県環境部

工業保安課長 佐藤正幸

# 目 次

## 総 則

1	適用範囲	-----	1
2	点検の視点	-----	1
3	点検方法	-----	1

## 本 編

1	地震防災のための組織	-----	2
2	防災保安体制	-----	4
3	運送車両の安全確保	-----	6
4	情報の収集・伝達	-----	7
5	作業基準の整備	-----	8
6	防災教育・訓練	-----	9

資 料	-----	12
-----	-------	----

## 総 則

### 1 適用範囲

このマニュアルは、可燃性ガス、毒性ガス又は液化酸素のタンクローリーを所有する運送事業所に適用します。

### 2 点検の視点

高圧ガスタンクローリーについては、既に神奈川県高圧ガス運送基準で、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された時、運送事業者及び運送員がとるべき措置方法について定めています。

本マニュアルは、これに加え大規模な突発地震を想定した防災対策について、事業所で自己診断を実施し、弱点を補強することにより大規模な突発型地震に対しても適切に対応できるようにしていただくものです。

### 3 点検方法

高圧ガスを取り扱う事業所が自らこのチェックリストを利用して、事業所の地震対策について評価してください。

マニュアルのチェック欄に点検結果を「合」、「否」で記入し「否」の場合、改善するまでの目標達成期限を3年目途にその年数で記入するものとします。



点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>イ 警戒宣言発令時</p> <p>ウ 東海地震発生時</p> <p>(4) 突発地震発生時の組織の整備</p>	<p>地震警戒本部が設置される体制ですか。 災害対策本部に速やかに移行できる組織となっていますか。</p> <p>災害対策本部が設置される体制ですか。 業務を円滑に遂行できるよう次の要件を満たした組織となっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時の管理組織に対応して編成してありますか。</li> <li>・ 本部長は、緊急指示等の全ての権限を経営者から委任されていますか。</li> <li>・ 本部長等の代行者は定まっていますか。</li> <li>・ 指揮命令系統が一本化されていますか。</li> <li>・ 各隊（班）の任務及び構成員の行動基準が明確になっていますか。</li> </ul> <p>速やかに災害対策本部が設置される体制ですか。 地震災害対策本部の設置基準（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象庁が震度 6 以上を観測し発表したとき。</li> <li>・ 気象庁が震度 5 を観測し発表し、県内に大規模な被害が発生したとき又は被害の発生する恐れのあるとき。</li> <li>・ 気象庁の発表にかかわらず、県内に大規模な被害が発生したとき又は被害が発生する恐れのあるとき。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>2 防災保安体制</p> <p>(1) 保安管理体制</p> <p>(2) 防災保安責任体制</p> <p>(3) 相互応援体制</p> <p>(4) 非常通報体制</p>	<p>防災責任者は、事業所の長としてありますか。</p> <p>所長、又は、運送指導員の代行者を、あらかじめ定めてありますか。</p> <p>夜間、休日の組織は別に設置し、平日、昼間体制への移行方法を定めてありますか。</p> <p>指揮命令権及び指揮命令系統は、明確に規定されていますか。</p> <p>各責任者の職務権限は重複することなく規定されていますか。</p> <p>防災事業所と次の事項について応援協定が締結されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災資機材等の提供</li> <li>・ 応援要員の派遣</li> <li>・ 被災者の扶助及び補償</li> </ul> <p>次の通報先を網羅した通報系統が確立されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>消防機関（119番）----（最優先）</li> <li>警察本部（110番）</li> <li>保安関係法令所轄機関</li> <li>県工業保安課（高圧ガス取締法）</li> <li>県薬務課（毒物及び劇物取締法）</li> <li>労働基準監督署（労働安全衛生法）</li> </ul> </li> <li>・ 応援協定締結事業所</li> </ul>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 733px;"></div>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
	<p>通報方法は整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報連絡系統図の作成</li> <li>・ 通報連絡内容に応じた様式の作成</li> </ul>	<div style="border-left: 1px dashed black; height: 100%;"></div>	



点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>4 情報の収集・伝達</p> <p>(1) 収集方法の整備</p> <p>(2) 伝達方法の確立</p> <p>(3) 統一様式の作成</p> <p>(4) 付近住民への広報計画の策定</p>	<p>複数の情報収集経路により、情報を確実に収集できますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ、ラジオ</li> <li>・ 関連事業所から情報入手</li> <li>・ 地域防災協議会との情報交換</li> </ul> <p>情報の伝達に必要な次の手段が整備されていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポケットベル</li> <li>・ 携帯用無線機</li> <li>・ 伝令</li> </ul> <p>情報の正確な把握のため、収集及び伝達する際の様式を作成してありますか。</p> <p>ローリーの発災等、危険な状態になった時を想定した広報計画が策定されていますか。</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; height: 735px;"></div>	

点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>5 作業基準の整備</p> <p>(1) 緊急時措置に係る基準の整備</p> <p>(2) ローリーの点検基準の整備</p>	<p>緊急時における応急処置等を的確に実施するため、次により作業基準を整備し、従業員に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ガスの種類ごとの措置内容が定められていますか。</p> <p>ガスの種類ごとに、定期・日常の点検箇所を定めてありますか。</p>	<p style="text-align: center;">-</p>	<p style="text-align: center;">-</p>



点 検 事 項	点 検 内 容	チェック欄	備 考
<p>(3) 教育の実施時期</p> <p>(4) 防災訓練の内容</p> <p>ア 訓練想定</p> <p>イ 他機関等と連携した訓練の実施</p>	<p>全従業員が効果的に教育を受けられるよう年間計画に基づく定期教育の他、次の場合には、その都度臨時の教育を実施していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の新設、変更があった場合</li> <li>・作業工程の変更があった場合</li> <li>・規定類を改訂した場合</li> <li>・職員の配置転換があった場合</li> <li>・関係法令等が改正された場合</li> </ul> <p>地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、次により防災訓練を実施していますか。</p> <p>想定（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判定会招集時</li> <li>・警戒宣言発令時</li> <li>・有線通信不通の状況設定をもとに、被害想定に応じた発災</li> </ul> <p>発災時間については、夜間、休日の場合を特に考慮していますか</p> <p>他機関等と連携した訓練を実施していますか。</p> <p>訓練（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係機関との連携協力による訓練</li> <li>・防災協議会又は地域防災協議会の実施する訓練への参加</li> <li>・応援協定等を締結している事業所との連携訓練</li> </ul>	<p style="text-align: center;">-</p>	



## 資 料

- 1 かながわの地震対策 [ 神奈川県地震災害対策計画 - 概要版 - ] (平成6年2月 神奈川県)
- 2 神奈川県高圧ガス運送基準 (昭和36年12月 神奈川県)
- 3 高圧ガス運送車緊急措置作業基準 (昭和54年4月 神奈川県)
- 4 高圧ガス運送車等の警戒宣言発令時応急措置基準 (昭和56年4月 神奈川県)
- 5 高圧ガス運送車等の警戒宣言発令時運行指針 (昭和57年7月 神奈川県)